

団体割引
10%適用

埼玉県薬剤師会 正会員の皆さまへ 「ケガと病気の保険」のご案内

《団体総合生活補償保険（MS&AD型）》

保険期間：2024年4月1日午後4時～2025年4月1日午後4時（1年間）

団体割引
10%適用！

前年度ご加入いただいた被保険者の
人数によって割引率が適用されます。

Aセット

ケガのときの
死亡・後遺障害
入院・手術・通院
の補償です

Eセット

病気による入院・
手術・放射線治療
の補償です

<その他、特約による補償>
日常生活賠償特約
携行品損害補償特約

本パンフレットには「団体総合生活補償保険（MS&AD型）パンフレット別冊」が付いています。お申込みの際には必ずあわせてご確認ください。

お申込み方法

お申込締切日：2024年2月20日（火）（加入申込票がご提出先に到着する日）

ご提出先：株式会社大樹オンユー・インシュアランス・マネジメント

お申込み方法：●新規加入、加入内容変更、脱退をご希望の方は、お申込締切日までに必ず加入申込票をご提出ください。

●加入内容に変更のない方は、自動継続による取扱いです。（加入申込票の提出は不要です。）

<自動継続の取扱いについて>

前年からご加入の皆さまについては、ご加入内容の変更や継続停止のご連絡がない場合、今回の募集においては前年ご加入の内容に応じたセット・口数での自動継続加入の取扱いとさせていただきます。（年齢の進行により保険料表の年齢区分が変わる場合は、ご継続時のご年齢による保険料となりますのでご了承ください。）

保険料の払込方法：●保険料は、埼玉りそな銀行の本店・支店において、指定いただいた預貯金口座から毎月20日（土日・祝日の時は翌営業日）に自動的に引き落としとして払い込まれることとなります。（埼玉りそな銀行以外につきましては、お引受けいたしかねます。既加入者については本会にご登録いただいている支払方法にて対応します。）

●当月分の保険料の引き落としが不能の場合、翌月20日に2ヶ月の保険料が引き落としされます。なお、それでも引き落とし不能の場合は、自動的に当月1日に遡って脱退の扱いとし、補償はなくなります。

（注）新規加入および現在加入されている方で口座変更をされる場合には「口座振替の念書」にも必要事項を記入・押印のうえ、加入申込票とあわせて郵送願います。

お問い合わせは

代理店・扱者

株式会社大樹オンユー・インシュアランス・マネジメント

所在地：〒112-0006 東京都文京区小日向4-2-8

TEL：03-5805-3041 【担当：酒井】

FAX：03-5805-3042

引受保険会社

三井住友海上火災保険株式会社 金融法人第三部 営業課

所在地：〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-11-1

TEL：03-3259-3029

FAX：03-3259-7434

一般社団法人 埼玉県薬剤師会

基本補償

～すべてのセットに重複加入可能です～

6口までご加入いただけます。

ケガの補償

(傷害補償(MS&AD 型)特約)

Aセット

補償区分	交通事故によるケガの場合	日常生活の事故によるケガの場合
傷害死亡・後遺障害保険金額(*)	250万円(注1)	100万円
傷害入院保険金日額 支払限度日数：180日 支払対象期間：180日	3,000円(注2)	1,500円
傷害手術保険金	入院中に受けた手術の場合：傷害入院保険金日額×10倍 上記以外の手術の場合：傷害入院保険金日額×5倍	
傷害通院保険金日額 支払限度日数：90日 支払対象期間：180日	2,000円(注3)	1,000円
保険料(月払)1口あたり	730円	

(注1) 交通事故危険のみ補償特約付の傷害死亡・後遺障害保険金額150万円と傷害死亡・後遺障害保険金額100万円の合算となります。

(注2) 交通事故危険のみ補償特約付の傷害入院保険金日額1,500円と傷害入院保険金日額1,500円の合算となります。

(注3) 交通事故危険のみ補償特約付の傷害通院保険金日額1,000円と傷害通院保険金日額1,000円の合算となります。

(*) 後遺障害の程度に応じて、傷害死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。

病気の補償

(疾病補償特約)

Eセット

4口までご加入いただけます。

疾病入院保険金日額 支払限度日数：120日 支払対象期間：1,095日	5,000円
疾病手術保険金	入院中に受けた手術の場合：疾病入院保険金日額×10倍 上記以外の手術の場合：疾病入院保険金日額×5倍
疾病放射線治療保険金	疾病入院保険金日額×10倍

満年齢	保険料(月払)1口あたり
生後15日～4才	500円
5～9才	380円
10～14才	180円
15～19才	190円
20～24才	300円
25～29才	450円
30～34才	590円
35～39才	620円
40～44才	620円
45～49才	810円
50～54才	1,100円
55～59才	1,580円
60～64才	2,370円
65～69才	3,780円
70～74才	5,690円
75～79才	9,660円
80～84才	15,570円
85～89才	17,520円

●年齢は保険始期(2024年4月1日)時点での満年齢となります。

＋ 「基本補償」にプラスして「オプション補償」にご加入いただけます。

- 「オプション補償」のみのご加入はできません。
- 基本補償の加入口数にかかわらず、オプション補償の加入限度口数は1口です。
- オプション補償のご加入にあたっては、補償内容が同様の保険契約（団体総合生活補償保険契約以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。

<日常生活賠償保険金>★日常生活賠償特約

日常生活での賠償



買い物中過って商品を壊した



風呂の水を過ってあふれさせ階下の住人の家財を濡らして損害を与えてしまった



自転車に乗っている時、人をケガさせてしまった

Bセット	
保険金額	1億円
保険料（月払）	130円

●補償内容

本人の居住の用に供される住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故や、日常生活に起因する偶然な事故で、他人の生命または身体を害したり、他人の物を壊したりした場合や、国内において**電車等を運行不能**にさせたことにより、法律上の損害賠償責任を負われた場合に保険金をお支払いします。

※国内で発生した賠償事故の示談交渉は引受保険会社がお引受けします。（詳細は別冊17ページ記載の<示談交渉サービス>をご覧ください。）

<被保険者の範囲>

被保険者の範囲は、本人、配偶者^(※1)、同居の親族および別居の未婚^(※2)の子となります。なお、これらの方が責任無能力者である場合は、親権者・法定監督義務者・監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方（責任無能力者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族に限りま）を被保険者とします。ただし、その責任無能力者に関する事故に限りま。

(※1)「配偶者」とは、婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情（内縁関係）にある方および戸籍上の性別が同一であるが、婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。

(※2)「未婚」とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。

<携行品損害保険金>★携行品損害補償特約

新価保険特約（携行品損害補償特約用）セット

携行品の損害



ハンドバッグをひたかれた



カメラを誤って落とし壊した

Cセット	
保険金額 (免責金額 3,000円)	20万円
保険料（月払）	110円

●補償内容

盗難・破損・火災などの偶然な事故により、携行品に損害が発生した場合に保険金をお支払いします。ただし、別冊12ページ記載の「補償対象外となる主な『携行品』」については、補償の対象にはなりません。

(注1)「携行品」とは、被保険者が住宅（敷地を含みます。）外において携行している被保険者所有の身の回り品（カメラ、衣類、レジャー用品等）をいいます。ただし、別冊12ページ記載の「補償対象外となる主な『携行品』」を除きます。

(注2)携行品損害保険金の損害額は、1個、1組または1対のものについて10万円（通貨・乗車券等もしくは小切手の場合1回の事故につき5万円）が限度となります。

ご加入条件

- お申込人となれる方：「一般社団法人 埼玉県薬剤師会」の正会員本人に限ります。
- 被保険者（補償の対象者）本人^(*)となれる方：「一般社団法人 埼玉県薬剤師会」の正会員本人およびその家族（配偶者、子ども、両親、兄弟姉妹および本人と同居している親族ならびに家事使用人をいいます。）です。

(*) 加入申込票の被保険者ご本人欄に記載の方をいいます。

- この保険は一般社団法人 埼玉県薬剤師会が保険契約者となる団体契約です。被保険者が保険料を負担される場合、保険契約者が保険料をとりまとめのうえ引受保険会社に払い込みます。なお、保険契約者が引受保険会社に保険料を払い込まなかった場合には、保険契約が解除され保険金が支払われないことがあります。また、保険契約者または被保険者のご加入の取消等をされた場合、引受保険会社は返還保険料を保険契約者に返還します。